

特養での看取り、「行方予定ない」10%

厚生労働省調査、計画策定は51%

特別養護老人ホームの76%が看取り期に入った利用者を看取っている一方、10%は今後も看取りを行う予定はないことが、厚生労働省の「2015年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」で分かった。3月16日の社会保障審議会介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会に報告された。

調査は利用者の医療ニーズに適したサービスを検討するため、介護保険施設等を対象に行った。特養は798施設が回答した。

結果では、定員100人当たりの死亡退所者は、特養4.8人、老人保健施設3.9人、介護療養型医療施設16.6人。退所者に占める死亡退所者の割合は、特養の80%以上が5割なのに対し、老健は20%未満が8割だった。看取り計画を立てている割合は特養が51%、老健が45%。前年度に比べて両施設とも看取りを行う割合は増えた。

一方、看護職員に利用者の状況を聞くと、在宅・

外来医療でも対応可能な人は、特養では43%、老健では55%を占めた。また自宅が生活・療養の場として最適だと考えられる人が特養では6%、老健では24%いた。

調査は、次の報酬改定に向けて課題とされる7項目の一つ。ほかに認知症高齢者へのサービス調査では、訪問介護や通所介護などの居宅系で認知症ケア方針を策定していない事業所が多く、主治医との連携も進んでいないことが分かった。

またケアマネジャーの業務実態調査では、担当利用者数が34.6人に減った(13年は36.2人)ことや、特定事業所加算を取得している所は人材育成研修などが充実していることが分かった。

調査結果は3月末の介護給付費分科会に報告され、最終報告書は4月以降にまとまる。

(福祉新聞・第2756号 2016年3月28日)